

公共測量に関する諸手続き

国土地理院中部地方測量部
測量課調査係

測量法について

公共測量とは

公共測量の諸手続

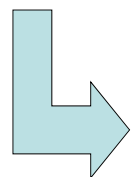
公共測量申請書作成サイト

測量法について

測量法

(昭和24年6月3日法律第188号)

測量を正確かつ円滑に
行うことを目的とした法律



- ・土地の測量
- ・地図の調製
- ・測量用写真の撮影



(第3条)



測量法について

(第1条)

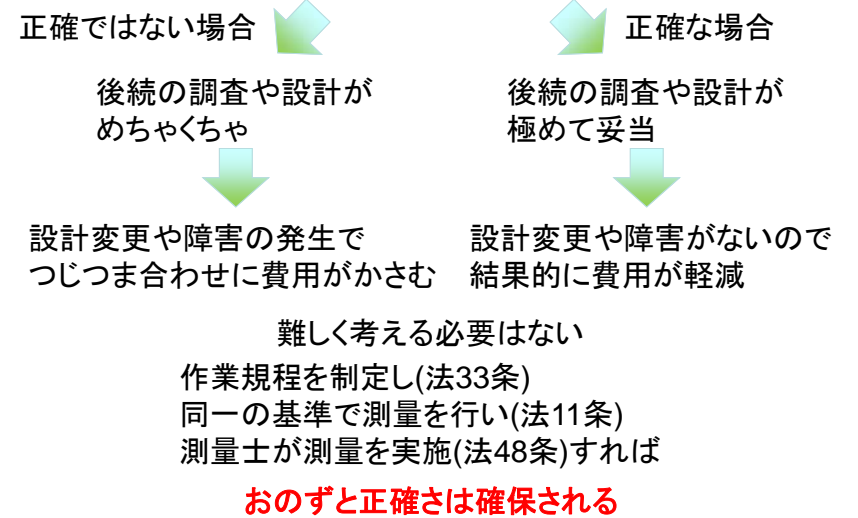
国、公共団体が実施する測量について

- ・測量の実施の基準及び実施に必要な権限を定める。
- ・測量の**重複を除く**。
- ・測量の**正確さを確保する**。
- ・測量業の適正な運営とその健全な発達を図る。

重複を排除できなかったよくある理由

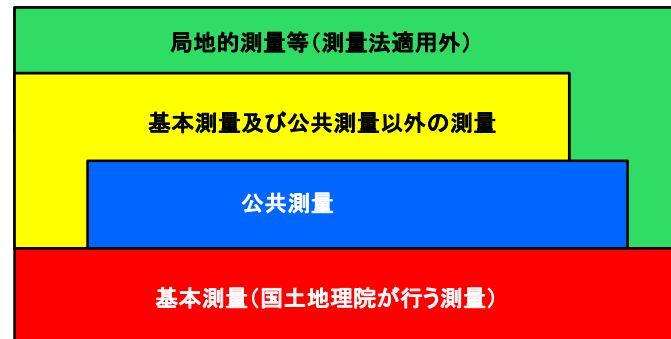
- (1)他の測量の成果があることを知らない
 - (2)他の測量の成果があっても入手できない
 - (3)他の測量の成果を入手できても正確さが分からないから利用しにくい
 - (4)他の測量の成果を入手できても、測量の基準や表現法が異なるので利用しにくい
 - (5)他の測量の成果は入手できても、理由は余りないが使用したくない
- 法36,40条
→ 法33,41条
→ 法33,41条
→ 法33,41条
→ この御時世にこういうのはどうかと…

測量は調査や工事の基礎をなすもの
測量の精度が……



測量法に定める測量の種類

- ・ 第4条 基本測量
- ・ 第5条 公共測量
- ・ 第6条 基本測量及び公共測量以外の測量



第4条 基本測量

この法律において「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国土地理院の行うものをいう。

目的: 測量のための測量

国土地理院が行う測量がすべて基本測量ではない。

→ 国土地理院が行う公共測量
第38条

第6条 基本測量及び公共測量以外の測量

この法律において「基本測量及び公共測量以外の測量」とは、基本測量又は公共測量の測量成果を使用して実施する基本測量及び公共測量以外の測量（建物に関する測量その他の局地的測量又は小縮尺図の調製その他の高度の精度を必要としない測量で政令で定めるものを除く。）をいう。

基本測量・公共測量の測量成果に基づかなければならない

第5条 公共測量

基本測量以外の測量のうち、小道路若しくは建物のため等の局地的測量又は高度の精度を必要としない測量で政令で定めるものを除き、

測量に要する費用の全部若しくは一部を国又は公共団体が負担し、若しくは補助して実施

するものをいう。

測量法施行令第1条

（局地的測量又は高度の精度を必要としない測量の範囲）

第一条 測量法（以下「法」という。）第五条 及び法第六条 に規定する政令で定める局地的測量又は高度の精度を必要としない測量は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 建物に
 - 二 百万分
 - 三 横断面
 - 四 前各号
- 細かいので、手引を見ましょう。**
P.60を開いてください

た公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量に追加して、又は当該測量を修正するために行なわれる測量を除く。

イ 三角網の面積が七平方キロメートル（北海道にあつては、十平方キロメートル）未満であり、かつ、基本測量又は公共測量によつて設けられた三角点又は図根点を二点以上使用しない三角測量

ロ 路線の長さが六キロメートル（北海道にあつては、十キロメートル）未満であり、かつ、基本測量又は公共測量によつて設けられた三角点、図根点又は多角点を二点以上使用しない多角測量

ハ 路線の長さが十キロメートル未満であり、かつ、基本測量又は公共測量によつて設けられた水準点を二点以上使用しない水準測量（縦断面測量を含む。以下この条において同じ。）

測量法施行令第1条（具体的に）

第1項第四号ロ

路線の長さが六キロメートル未満であり、**かつ**、基本測量又は公共測量によつて設けられた三角点、図根点又は多角点を二点以上使用しない多角測量

公共測量作業規程で規定されている基準点測量は結合多角方式（または単路線方式）

単路線でも既知点は2点使っている！



作業地域の広さは大した問題じゃない

他の例は、手引を見ましょう。

P.3にあります。

測量法施行令第1条(具体的に)

第1項第五号

前各号に掲げるものを除くほか、誤差の許容限度(二以上の誤差の許容限度が定められる場合においては、そのすべての誤差の許容限度)が次に掲げる数値をこえる測量。ただし、既に実施された公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量に追加して、又は当該測量を修正するために行なわれる測量を除く。

イ 三角測量にあつては、三角形の角の閉合差が九十秒又は辺長の較差がその辺長の二千分の一

ロ 多角測量にあつては、座標の閉合比が千分の一

ハ 水準測量にあつては、閉合差が五センチメートルに路線の長さ(単位は、キロメートルとする。)の平方根を乗じたもの

ニ 地形測量又は平面測量にあつては、図上における平面位置の誤差が二ミリメートル

具体的にどんな作業が該当するの？

測量目的別に見た主な公共測量

分類	目的	主な測量内容
都市計画	都市計画基礎図作成(修正)、空中写真撮影など	
土地調査整理	出来形確認測量など	

公共測量の手引 P.2を見ましょう

河川計画	河川改修、災害復旧のための測量など
河川管理	台帳付図の作成(修正)、定期縦横断面測量、水準基礎測量、河況測量など

会議から帰ったら、関係する部署にも
教えてあげてください

公共測量か判断に迷う場合は、
国土地理院へお問い合わせください

空撮計画	空撮撮影、管理のための測量など
環境	地盤変動調査 地盤沈下監視のための水準測量など 環境調査 復旧把握のための地形図作成、レーザ測量など
研究	文化財調査 地形把握のための空中写真撮影、レーザ測量、複写図作成など
地籍	地籍調査* 都市再生地籍調査事業に係る測量、座標変換、復旧測量
計画	総合計画 総合計画、統合型GISの基礎、写真地図等のデータ整備など

公共測量の手引から抜粋

公共測量の義務と権能

公共測量 測量法に基づく義務が発生

14・39条 実施の公示

21・39条 永久標識に関する通知

26条 測量標の使用

30条 測量成果の使用

33条 作業規程

36条 計画書についての助言

37条 公共測量の表示

40条 測量成果の提出

測量計画機関は実施しなければならない。

公共測量の義務と権能

公共測量 測量法に基づく権能が発生

15・39条 土地の立入及び通知

16・17・39条 障害物の除去

18・39条 土地の一時使用

19・39条 土地の収用又は使用

計画機関は実施することができる。

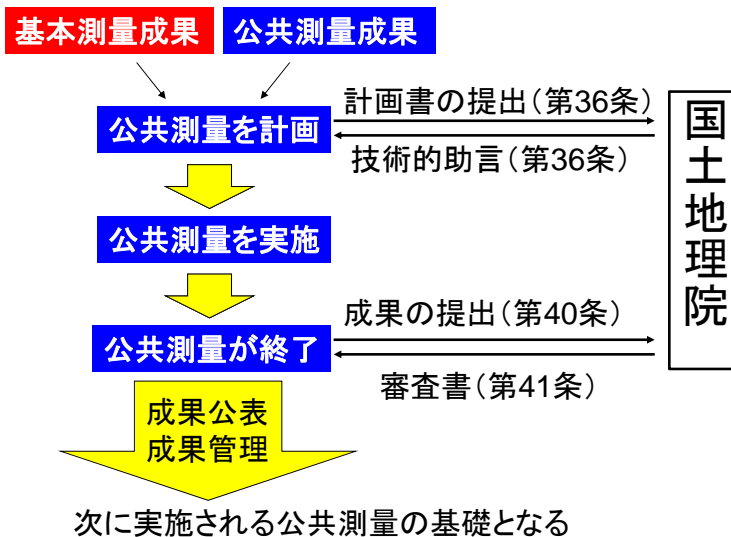
公共測量を実施するには
測量法に基づく手続が必要

- ・測量作業規程の承認申請(第33条)
- ・実施計画書の提出(第36条)
- ・測量成果の写しの提出(第40条)

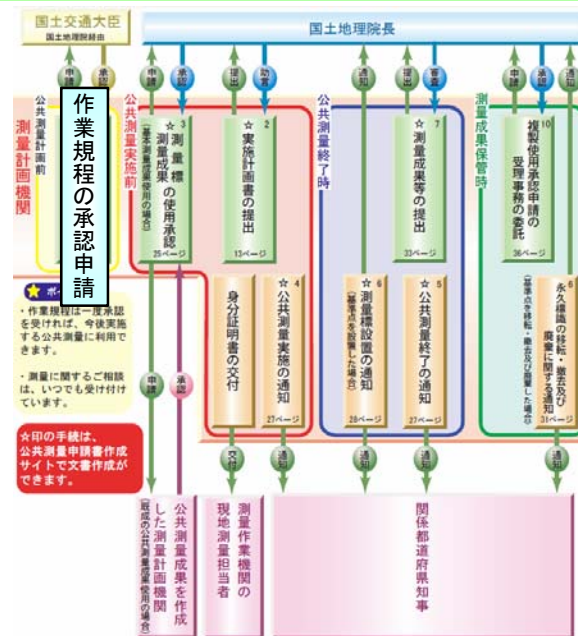
測量の重複を除く。測量の正確さを確保する。

公共測量成果は公共財
公共測量は、基本測量・公共測量成果をもとに実施(第32条)

公共測量の大まかな流れ



公共測量の手引 P.8をみてください



公共測量作業規程を定める(第33条)

測量計画機関は、

- ・ 観測機械の種類・観測法・計算法等を規定した**作業規程を定めて、国土交通大臣の承認を得なければならない。**
- ・ **公共測量は、作業規程に基づいて実施しなければならない。**

中部地方測量部管内の自治体は、100%制定済み

作業規程の準則(第34条)

国土交通大臣は、作業規程の準則を定めることができる。

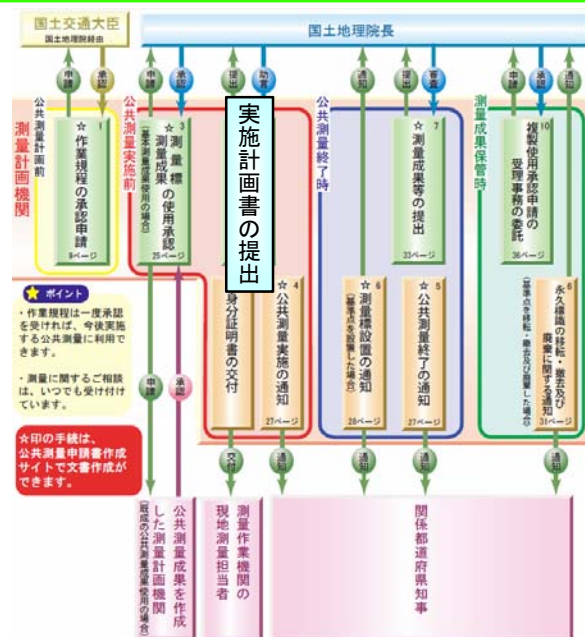


『作業規程の準則』とは、公共測量作業規程の規範となるもの

準則の一部改定が行われた場合、承認済みの公共測量作業規程も自動的に一部改定される。

ただし、土地区画整理や土地改良などの作業規程が改定された場合、上記のように準用している規程が自動的に改定されるわけではない。

改定された作業規程を準用するなら、その都度申請が必要。



測量の計画

測量計画機関は、

目的、地域、作業量、期間、精度、方法等について適切な計画

を策定しなければならない。

測量計画機関は、

測量成果の種類、内容、構造、品質等を示す仕様書(「製品仕様書」)

を定めなければならない。

実施計画書の提出について

計画書についての助言(第36条)
測量計画機関は、

1. 目的、地域及び期間
2. 精度及び方法

記載した計画書を添えて、**あらかじめ国土地理院の長の技術的助言を求めなければならない。**

公共測量実施計画書記載例(1)		測量法施行規則 別表第五
①	公共測量実施計画書 測量法第36条の規定により下記のとおり計画書を提出します。 平成〇年〇月〇日	文書番号
②	測量計画機関 所在地 代表者	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇〇〇市〇〇〇町〇〇番地 〇〇市 〇〇市長 印
③	測量の目的	都市計画
④	測量地域	〇〇市全域
⑤	作業量	数値測距(デジタル)地上測量寸法16cm 47.14m 数値傾斜 地図情報1:64,250 (都市計画図 表面) 18.0km
⑥	測量期間	平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで
⑦	測量精度	〇〇市公共測量作業規程 (作業規程の準拠:平成20年国土交通省告示第413号と同内容)
⑧	測量方法	GNSS-1機による空中写真判読(カメラ)及び数値地形図データ作成 基本測量 基礎地図情報 (〇〇市) 基準点 水準点
⑨	使用する測量成果の種類及び内容	〇〇市公共測量 基準点 水準点 (〇〇市平*#*#公測〇〇号) (明細付図に示すとおり)
⑩	基本測量成果入手年月日	平成〇年〇月〇日
⑪	測量に関する計画者氏名及び測量士登録番号	〇〇〇〇 測量士第000-00000号 (〇〇課)
⑫	名称	〇〇〇測量 (測量作業機関が未定の場合は「未定」と記入)
⑬	測量業者登録番号	第〇〇〇-〇〇〇〇〇号
⑭	代表者の氏名	〇〇〇〇
⑮	所在地	〇〇〇〇市〇〇〇町*#*
⑯	主任技術者氏名及び測量士登録番号	〇〇〇〇 測量士第000-00000号
⑰	作業規程提出年月日	平成〇年〇月〇日
⑱	作業規程承認年月日	平成〇年〇月〇日
⑲	測量規程承認番号	国測地第〇〇〇号
⑳	測量規程・測量成果の使用承認申請書提出年月日	平成〇年〇月〇日
㉑	備考	担当者 〇〇課 〇〇〇 TEL. 000-000-0000

手引きP17~を参照

<http://psgsv2.gsi.go.jp/s hinsei/mainApplication.aspx>

公共測量実施計画書

公共測量申請書作成サイト

ホーム このサイトについて ヘルプ

本サイトでは、公共測量の手続に必要な申請書等を**効率的に、簡単に**作成することができます。
※注意※作成した申請書等は、国土地理院のデータベースに送信されますが、実際に届出される際は**紙に出カし押印した上で**届出願します。

本サイト、ご利用前に必ずお読みください。
パソコンの推奨環境について

①公共測量を実施する方 ※測量を始めた方または届出されていない方もこちらから作成して下さい。	実施計画書等 作成開始!	作成できる申請書等 (1) 公共測量実施計画書 (2) 公共測量の実施について(通知) (3) 測量標・測量成果の使用承認申請書
②公共測量が終わった方	成果提出文書 作成開始!	作成できる申請書等 (1) 公共測量成果等の提出について (2) 公共測量の終了について(通知) (標識を設置した場合) (3) 測量標の設置(通知)
③作業規程を新編に定める方 作業規程を変更する方 作業規程を廃止する方	作業規程 作成開始!	作成できる申請書 (1) 公共測量作業規程の承認申請書 (2) 公共測量作業規程の変更承認申請書 (3) 公共測量作業規程の廃止について
④その他の申請等	測量標・測量成果の使用承認申請書作成 電子申請サイトのページ	測量標の移転・撤去・廃業文書作成 測量法第48条第1項の規定による届出書作成

本サイトで、作成できない申請書・通知書等は、下記の様式集のサイトからダウンロードして下さい。
申請書・通知書等の様式集 (依頼例も掲載しております。)

測量標・測量標記号は、窓口及び国土交通省ポータルサイトで申請(電子申請)での**建設状況申請**を行います。

付図作成サイト
測量計画書等に添付する付図を作成するサイトです。本サイトの付図サイトにもお問い合わせいただけます。

お問い合わせ
本サイトに關する質問等は、以下の窓口で受け付けています。
全国無料電話番号 TEL: 029-854-6263
029-854-4639 E-mail: psms@gsi.go.jp

お問い合わせ

実施計画書の提出について

計画書についての助言(第36条)
測量計画機関は、

1. 目的、地域及び期間
2. 精度及び方法

記載した計画書を添えて、**あらかじめ国土地理院の長の技術的助言を求めなければならない。**

ここで大切なのは、コレ

あらかじめ計画書を提出していると
こんないいことが

- 1. 適切な測量方法を知ることができる
- 2. ムダな測量をしなくてすむ
- 3. 最新の技術情報が得られる



- 1. 測量の重複を防ぐ(コストが抑えられる)
- 2. 精度が確保できる(後続作業も安心)

国土地理院では、発注前の事前相談も受けつけております

実施計画書提出のタイミング

測量業務発注前

測量業務着手前

測量作業中

納品前



測量計画機関・測量作業機関

測量計画機関(第7条)

- 公共測量を計画する者→発注者
- 国の機関
 - 都道府県の機関
 - 市区町村
 - 独立行政法人
 - 土地区画整理組合など

測量作業機関(第8条)

- 測量計画機関の指示又は委託を受けて
測量を実施する者→ 受注者
測量業者

しかし・・・

法48条2項

測量士は、測量に関する計画を作成し、又は実施する。



うちの部署に測量士いないんですけど……

そんな時は

民間等に測量計画業務を委託してもいい

測量に関する計画者氏名 及び測量士登録番号	「測量計画委託契約による」 〇〇〇〇 測量士第H00-00000号 (〇〇株式会社〇〇課)
--------------------------	--

測量作業機関

測量業と測量業者

(測量業)

10条の2 この法律において「測量業」とは、基本測量、公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量を請け負う営業をいう。

(測量業者)

10条の3 この法律において「測量業者」とは、第五十五条の五第一項の規定による登録を受けて測量業を営む者をいう。

測量業者以外は
基本測量、公共測量又は基本測量及び公共測量以外の測量
を請け負うことができない

計画書点検のポイント

1. 測量期間
2. 測量に関する計画者
3. 測量作業機関
4. 作業規程
5. 測量の目的と作業量があっているか
目的を達成できない計画、やり過ぎな計画
6. 他によい測量方法はないか(費用面、技術面)

技術的助言

- ・ 他に利用できる公共測量成果あるかどうか？
- ・ 同時期に当該地域で、基本測量又は公共測量が行われている又は、行われようとしてはいないか？
- ・ 当該公共測量が目的とする測量成果と類似の測量成果が既にあるかどうか？
- ・ より効率的又は経済的な方法があるかどうか？
- ・ 測量計画機関が承知していなかった基準点の移転又は廃点などが行われてはいないか？

技術的助言

- ・ 測量作業規程に含まれない機器又は方法により測量計画がなされている場合
- ・ 当該公共測量に必要な精度が得られない性能の測量機器を使用している場合
- ・ 当該公共測量に使用予定の基準点成果又は空中写真などについて、公共測量の届けが行われていない場合
- ・ 当該公共測量に使用予定の基準点成果又は空中写真などが不適切な場合
- ・ 世界測地系へ座標変換する場合

このような場合はご連絡いたします。

測量の実施



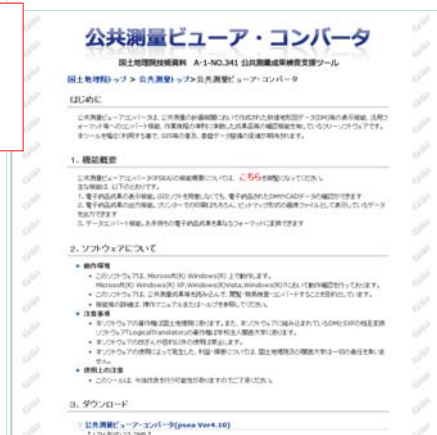
測量成果等の納品と完成検査

作業規程の準則第16条 作業機関は、作業が終了したときは、遅滞なく、測量成果等を整理し、これらを計画機関に提出しなければならない。

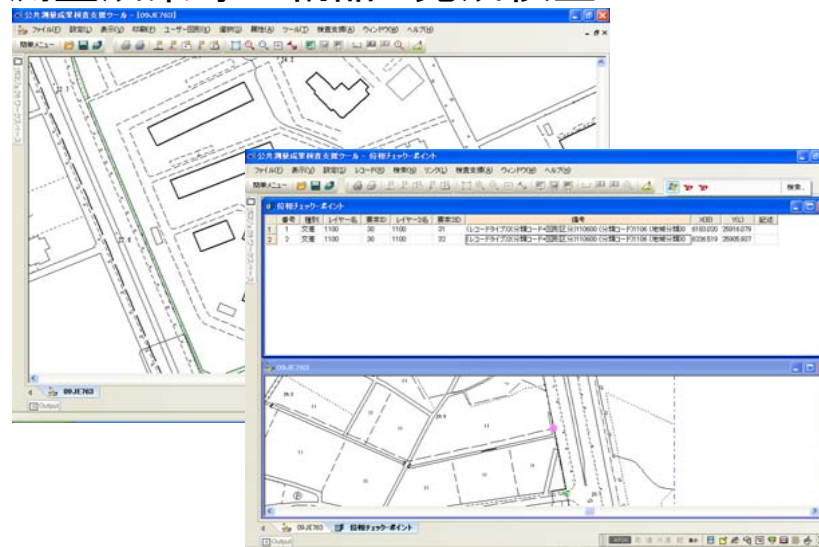
4 測量成果等は、原則としてあらかじめ計画機関が定める書式に従って電磁的記録媒体で提出するものとする。

5 計画機関は、測量成果等の提出を受けたときは、速やかに当該測量成果等の精度、内容等进行检查しなければならない。

測量成果等の納品と完成検査



測量成果等の納品と完成検査



測量成果の品質の確保

第三者機関による成果検定

作業規程の準則第15条

- ・基盤地図情報に該当する測量成果等の高精度を要する成果
- ・利用度の高い測量成果で計画機関の指定するもの

は第三者機関による検定を受けなければならない。

成果検定の範囲 (国交省)

第2編 測量業務

第1章 測量業務積算基準 (参考資料)

第1節 測量業務積算基準

1-1 成果検定

1-1-1 成果検定の対象

- (1) 基本測量 (全ての測量の基礎となる測量で、国土院が行うものをいう)
基本測量は全ての測量の基礎となるものであり、高精度を要し、かつ利用度の高いものである。原則として全ての基本測量を成果検定の対象とする。
- (2) 公共測量 (地方公共団体等が行う測量)
国土院が公共測量を実施する際、精度を要すると規定されている測量、最終の測量となる測量 (基盤地図情報に該当する測量を除く) 及び測量の重要性を勘案して地図作成 (修正・写真地図を含む)、空中写真撮影、航空レーザ測量、一定距離以上の観測測量を成果検定の対象とする。
- 1) 基準点測量関係
- ① 1級基準点測量
全てを検定の対象とする。
- ② 2級基準点測量
全てを検定の対象とする。
- ③ 3級基準点測量
下記2項目のうちいずれかに該当する場合は検定の対象とする。
・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合
・4級基準点測量の基準となる場合
・レベル500地図作成のための標定点測量の基準となる場合
- ④ 4級基準点測量
下記2項目のうちいずれかに該当する場合は検定の対象とする。
・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合
・レベル500～1000の地図作成のための標定点測量の基準となる場合
- 2) 水準測量関係
- ① 1級水準測量
全てを検定の対象とする。
- ② 2級水準測量
全てを検定の対象とする。
- ③ 3級及び4級水準測量
下記2項目のうちいずれかに該当する場合は検定の対象とする。
・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合
・国別のための精密水準測量の基準を有する特種測量となる場合
- 3) 空中写真撮影関係
測量業務に不可欠な検定の対象とし、撮影後速やかに検定を受けるものとする。
- 4) 数値地形データ作成関係
現地測量・数値図化・経度測距修正・写真地図・航空レーザ測量で作成した数値地形データファイルについては、測量・測尺にのみならず検定の対象とする。なお、空中写真測量については、その成果が最終となる場合は検定の対象とする。
- 5) 応用観測関係
路線測量・河川測量において実施される観測測量で3mmを越えるものを検定の対象とする。
なお、距離測量 (線形距離測量・水準距離測量を含む) は、主に水準測量により行われていることから、積算料金が示されていない場合は、該当する水準測量の検定料金を適用することが出来る。

設計業務等標準積算基準書から抜粋

設計業務等標準積算基準書 (一部抜粋)

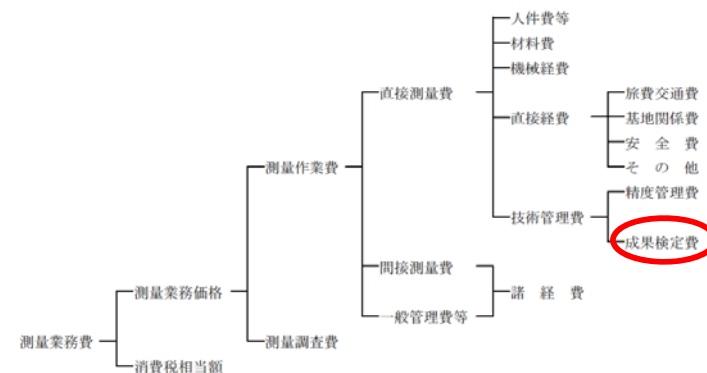
1) 基準点測量関係

- ① 1級基準点測量
全てを検定の対象とする。
- ② 2級基準点測量
全てを検定の対象とする。
- ③ 3級基準点測量
下記3項目のうちいずれかに該当する場合は検定の対象とする。
・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合
・4級基準点測量の基準となる場合
・レベル500地図作成のための標定点測量の基準となる場合
- ④ 4級基準点測量
下記2項目のうちいずれかに該当する場合は検定の対象とする。
・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合
・レベル500～1000の地図作成のための標定点測量の基準となる場合

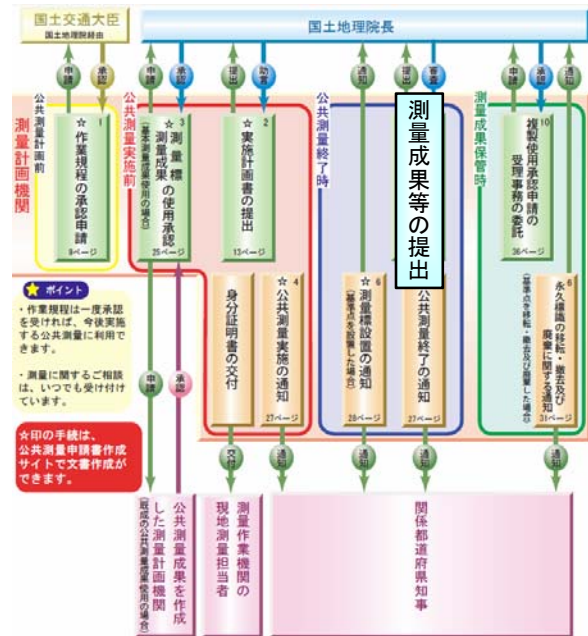
成果検定は作業機関と検定機関の契約となります

1-3 測量業務費

1-3-1 測量業務費の構成



国土交通省の積算基準書を準用している場合は、成果検定費を積算する必要があります。



測量成果の提出について

第40条 測量成果の提出

測量計画機関は、公共測量の成果を得たときは、遅滞なく、その写しを国土地理院の長に送付しなければならない。

平成〇年〇月〇日



公共測量成果の審査

測量法第41条

国土地理院の長は、法第40条の規定による測量成果の写の送付を受けたときは、すみやかにこれを**審査**して、測量計画機関にその審査**結果**を**通知**しなければならない。

測量成果について審査し、**規格が統一され、精度が確保されたものであるかを確認**して、その審査結果を測量計画機関に通知します。

➡ あくまでも『審査』であって、『検定』でも『検査』でもない

審査

国土地理院が、**測量成果の公共性について、評価・判定すること。十分な精度を有すると認められるものは公表を実施。**これにより、**測定の重複の排除や測量成果の有効利用が図られます。**

審査は良否の判定ではない

検 定

第三者機関が、製品仕様書や作業規程等に基づいて、測量成果の瑕疵の指摘及び所要の内容を確認し、品質の評価、判定を行うこと。これにより、測量成果の品質確保の確認がなされます。

検 査

請負契約に基づく作業機関から計画機関への納品時において、受け入れのために成果の確認を行うこと。

審査結果の公表



提出した成果は？

国土地理院で保管しています。

10年保存

- ア 基準点測量及び水準測量 永久標識が設置されている基準点成果及び水準点成果
- イ 基準点測量及び水準測量 基準点網図及び水準路線図
- ウ 基準点測量及び水準測量 点の記
- エ 空中写真撮影 標定図
- オ 数値地形図作成、地図編集及び応用測量 数値地形図データファイル
- カ 写真地図作成 写真地図データファイル
- キ 航空レーザ測量 数値地形図データファイル(DEM)
- ク エからキに該当する索引図

5年保存

- ア アナログ地形図 縮尺1/2,500~1/10,000の地図
- イ アに該当する索引図

その他の公共測量の手続

第14・39条 実施の公示

計画機関の長は、公共測量を実施しようとするときは、あらかじめその地域、期間その他必要な事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

➡ 地域住民に、いつどこで公共測量が行われるかの周知

- 第15条 土地の立ち入り
- 第16、17条 障害物の除去
- 第18条 土地等の一時使用
- 第19条 土地の収容又は使用

があり得ることを地域住民に知らせ、円滑に業務を遂行するため

第15・39条 土地の立入及び通知

測量計画機関の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、公共測量を実施するために必要なときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。

2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

第15・39条(土地の立入及び通知)

3 第一項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 前項に規定する証明書の様式は、国土交通省令で定める。

身分証明書	
第 号	写真
氏 名 生年月日 所属機関名 所属機関所在地	
平成 年 月 日発行	発行機関
公印	

左記の者は、測量法第15条第1項の規程により、国土地理院の長の命令に基づいて土地に立ち入ることができる者であることを証する。

公共測量申請書作成サイト

公共測量の手続に必要な申請書等を

インターネットを利用して

効率的に、簡単に作成することができます。

作成した申請書は、紙に出力し押印した上で届出願います。

公共測量申請書作成サイト

<http://www.gsi.go.jp/KOUKYOU/>

または



インターネットで作成できる申請書等

- 公共測量作業規程の
 - 承認申請書
 - 変更承認申請書
 - 廃止について
- 公共測量実施計画書
- 公共測量成果等の提出について
- 測量標 } の使用承認申請書
- 測量成果 }
- 公共測量の
 - 実施について(通知)
 - 終了について(通知)
- 測量標の設置(通知)

インターネットで申請書等を作成するメリット

- ①定型項目はリストから選択して入力できるので、
入力時間やタイプミスが軽減できます！
- ②国土地理院に提出された過去の公共測量届出情報を、
検索して参照することができます！
- ③入力必須項目が未入力の場合はエラーが表示されますので、
申請書の不備がなくなります！
- ④一度作成した申請書の情報は保存することができ、
その情報は今後の申請手続きに利用できます！
- ⑤特定のソフトウェアを必要とせず、
一般的なWebブラウザで御利用いただけます！
- ⑥必要な書類を一括で出力でき、提出書類がすべてそろいます！
- ⑦成果提出時には必要な成果品がリストアップされますので、
必要な成果品を迷うことなく用意することができます！

お問い合わせ先

国土地理院ホームページ

<http://www.gsi.go.jp/>

公共測量のページ

<http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/index.html>

メールアドレス

gsi-kokyo-cb@ml.mlit.go.jp